

食品安全委員会（第375回会合）議事概要

日 時：平成23年3月29日（火） 15：00～18：10

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：小泉委員長ほか6名、専門委員及び専門参考人14名出席

傍聴者：報道47名、役所7名、一般30名

議事概要

（1）「食品衛生法に基づき放射性物質について指標値を定めること」に関する食品健康影響評価について

○事務局から、「放射性物質に関する緊急とりまとめ（仮称）」（議論のためのたたき台）及び参考資料について説明し、「緊急とりまとめ」の付録となる用語集についても紹介した。

○専門家による審議が活発に行われ、食品安全委員会としての「放射性物質に関する緊急とりまとめ」がまとまった。その主な概要は次のとおり。

- ・ 放射性ヨウ素について、年間50mSvとする甲状腺等価線量（実効線量として2mSvに相当）は、食品由来の放射線曝露を防ぐ上で相当な安全性を見込んだものと考えられた。
- ・ 放射性セシウムについて、自然環境下においても10mSv程度の曝露が認められている地域が存在すること、10～20mSvまでなら特段の健康への影響は考えられないとの専門委員及び専門参考人の意見があったこと等も踏まえると、ICRPの実効線量として年間10mSvという値について、緊急時にこれに基づきリスク管理を行うことが不適切とまで言える根拠も見いだせていない。
- ・ 放射性セシウムについて、少なくとも実効線量として年間5mSvは、食品由来の放射線曝露を防ぐ上でかなり安全側に立ったものであると考えられた。
- ・ 放射性ヨウ素及び放射性セシウムに共通する事項について、今回は既に定められている暫定規制値の妥当性について検討したものではなく、今後、リスク管理側において、必要に応じた適切な検討がなされるべきである。
- ・ 今回は、緊急的なとりまとめを行ったものであり、今後、諮問を受けた内容範囲について継続して食品健康影響評価を行う必要がある。
- ・ 放射性物質は、遺伝毒性発がん性を示すと考えられ、発がん性に関する詳細な検討及び胎児への影響等について詳細な検討が本来必要であり、今回の検討では、発がん性のリスクについての詳細な検

討は行えていない等、さまざまな検討課題が残っている。

- ・ さらに、ウラン並びにプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種についての評価、放射性ヨウ素及びセシウムも含めて遺伝毒性発がん物質としての詳細な評価、各核種の体内動態等に関する検討も必要である。